

# 私の育休報告

ともに楽しもう! — 仕事と家事・育児の両立のために —

鶴森 雄二 (60期) ●Yuji Tsurumori

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、6か月分（多胎出産の場合は8か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、下記のいずれかをテーマとして、400字程度の報告書を提出することが義務付けられています。

## 記

- (1) 弁護士業務と育児の両立のために工夫したこと。
- (2) 出産又は育児休業から業務に復帰する際に工夫したこと。
- (3) 子育てに従事する弁護士へのメッセージ
- (4) 子育てに従事する弁護士を雇用する弁護士又は弁護士法人へのメッセージ
- (5) その他育児支援に関連する事項

育休期間中の過ごし方や業務復帰に際しての工夫については、あまり聞く機会がないのが実情と思います。そこで、本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

## 【育児期間中の一般会費免除申請実績】

平成26年度：120名（男性：78名、女性：42名）

平成27年度：163名（男性：113名、女性：50名）

平成28年度：146名（男性：102名、女性：44名）

私たち夫婦には現在5歳と2歳になる娘がいる。パートナーも同じ弁護士であり、共にフルタイムで働いているので、日常家事や子どもたちの世話はほぼ同じような負担になるようにしている。得意不得意の分野はあるにしても、どちらかが主でどちらかが従とかではなく、どちらも家事・育児を行う主体であり、それぞれが家事・育児に責任を持っている。ただ、パートナーの方は勤務弁護士であり、私の方は自営（経費共同事務所）であって、時間に融通がきくのはどちらかと言えば私の方であったので、急な事態（子どもたちが病気になるなど）にはできる限り私の方が対応するようにしていた（会費免除期間当時。最近パートナーの勤務形態が変わり、そういった役割分担も特にない）。夫婦ともにどうしても時間の都合がつかない場合は、近くに住

んでいるパートナーの両親をお願いしている。

子どもたちが生まれてくる前は長時間労働が当たり前であった（好きなように時間を使っていた）が、子どもたちが生まれてからは、できる限り日中に仕事を終わらせるように仕事の量ややり方を調整している。

現状、仕事と家事・育児の両立ができていくかどうかは分からない。あっちが立ってこっちが立たずで、バランスをとるのは難しい。そんな中、うまくやっていくためには、仕事も含めた自分が使える時間を、家族（パートナー・子どもたち）のためにも使うことについてストレスをためないこと（割り切ること）が重要ではないかと思う。仕事も家事・育児も自分にとっては同じように大切であり、両立は大変だけど、楽しいことだと思いうようにしている。

N  
FP